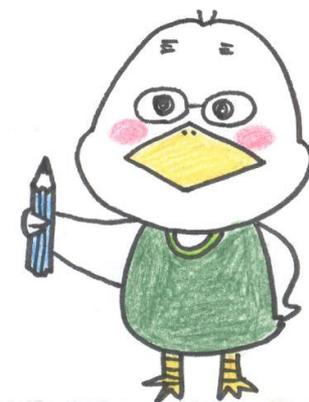


横浜市の部活動指導員について

～学校教育における部活動の理解～

横浜市教育委員会事務局
小中学校企画課



部活動指導員の皆様への期待



子どもたちのために
教職員のために
そして、学校のために
力を貸していただきたい！

横浜市立中学校 部活動指導員導入のねらい

学校の部活動指導体制の構築

- (1) 部活動の充実
- (2) 学校の実態に応じた指導体制の構築
- (3) 横浜の地域資源の積極的な活用
- (4) 教職員の負担軽減に配慮した取組
- (5) 持続可能な部活動

そのために市教委は...

各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービス(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

学校教育における部活動



- I 服務規律
- II 教育的意義
- III 部活動の位置付け
- IV 生徒の発達段階に応じた指導
- V 安全の確保や事故発生後の対応
- VI 人権尊重
- VII 体罰防止

※本研修資料は、主に運動部についての記載が多くなっておりませんが、文化部活動については、文化庁から同様の内容で「文化部活動ガイドライン」がでているため、運動部を文化部と読み替えてください。

I 服務規律

○部活動指導員は、横浜市の会計年度任用職員（時間給）です。

したがって、身分は地方公務員であり、**地方公務員法**の大部分が適用されます。自覚を持った行動を取りましょう。

<参考>地方公務員法 第6節 服務規律

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（第33条）、
- ・秘密を守る義務（守秘義務）（第34条）
- ・職務に専念する義務（第35条）等

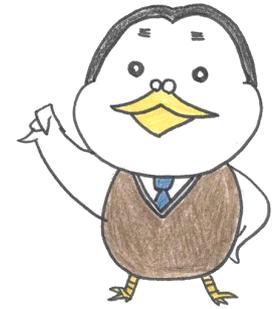


横浜市部活動の指針改訂の要点

<目 標> 部活動を通じて、
豊かな人間性とたくましく生き抜く力を育み、
調和のとれた学校生活の実現を目指します

- (1) 学校の実態に応じた柔軟な実施形態の工夫
- (2) 横浜の地域資源の積極的な活用
- (3) 科学的・分析的な根拠に基づく効果的(効率的)な指導の推進
- (4) 生徒の自主性・自発性の尊重など、指導観の転換による体罰等の根絶
- (5) 教職員の負担軽減に配慮した取組
- (6) 中期的な取組: 活動環境の整備に向けた検討

Ⅱ 部活動の教育的意義



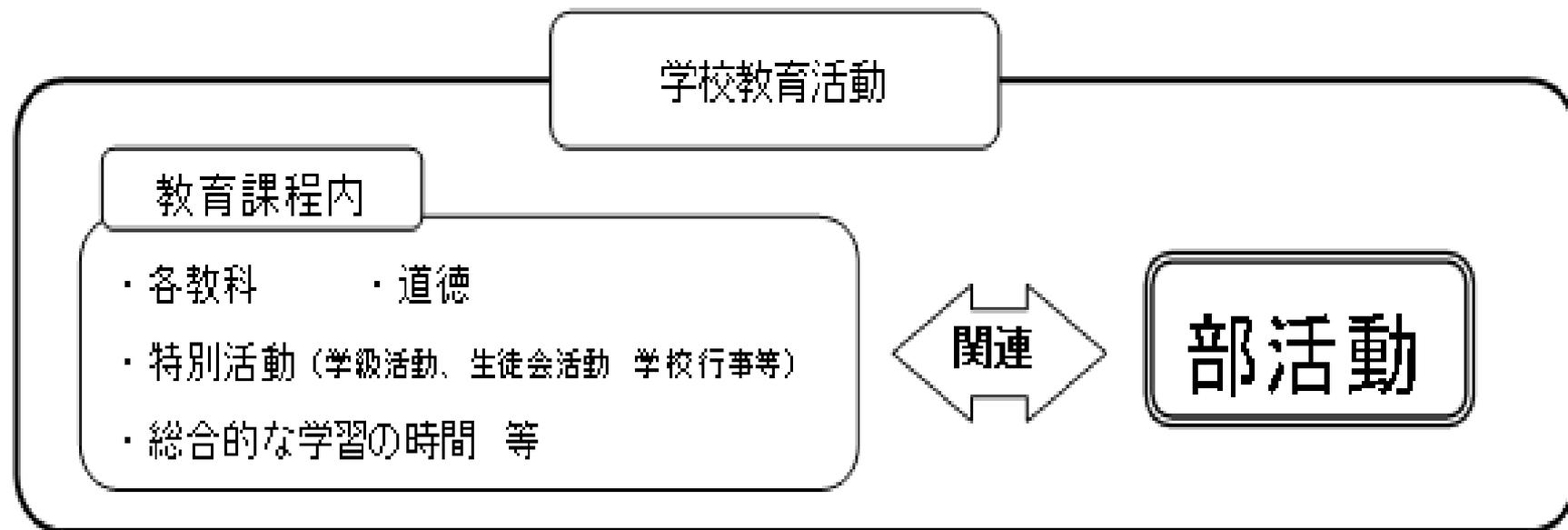
○部活動は、学校教育の一環として取り組まれ、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心をもつ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、より高い技能や知識の習得を目標に継続して努力し、充実感や達成感を味わうなど、生徒が**豊かな学校生活を送る上で大きな意義**をもつ。

○部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団が切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間、先輩・後輩の縦の関係を学ぶなど、自主性、協調性、責任感、連帯感などが養われ、**人間関係や社会的資質を培うために重要な活動**である。

○部活動は、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ能力や態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを強め、また、学校の伝統や特色づくり、愛校心の高揚に寄与するなど、**学校経営の視点からも重要な活動**である。

Ⅲ 部活動の位置付け

○部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動
「活動したい生徒」「活動できる場所と時間」「指導する顧問」
の要件が満たされることにより成立する。



根拠について



中学校学習指導要領 総則 第4の2(13)

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項(部活動の意義と留意点等) (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

横浜版学習指導要領 総則編

第2章「横浜版学習指導要領」の特色 3特色の具現化に向けた留意事項

(2) 指導方法の工夫 ア 個に応じた指導の充実

○しっかり教え、しっかり引き出す指導の実現に向けて、次のような点から一人ひとりの子どもの実態に合った指導方法の工夫・改善を目指します。

・中学校部活動での取組を教育課程と関連付けていくこと。

生きる力の育成・豊かな学校生活の実現

- 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に様々な意義や効果をもたらすものと考えられます。
- (運動)部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。
- 継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではありませんが、**大会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることなどがないよう**にすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むための**バランスのとれた運営と指導が求められます**。

資料2へお進みください。



IV 生徒の発達段階に応じた指導

- 科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施
- 生徒が主体的に自立して取り組む力の育成
- 生徒の心理面を考慮した肯定的な指導
- 生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導
- 指導者と生徒の信頼関係づくり
- 上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

V 安全の確保や事故発生後の対応

事故防止、安全確保に注意した指導

指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する必要がある。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるようにすることが大切です。

運動部活動中、指導者は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ指導者と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望まれます。

入部したての1年生、新チームに切り替わった時にケガや事故が多い傾向にある

△確認して下さい



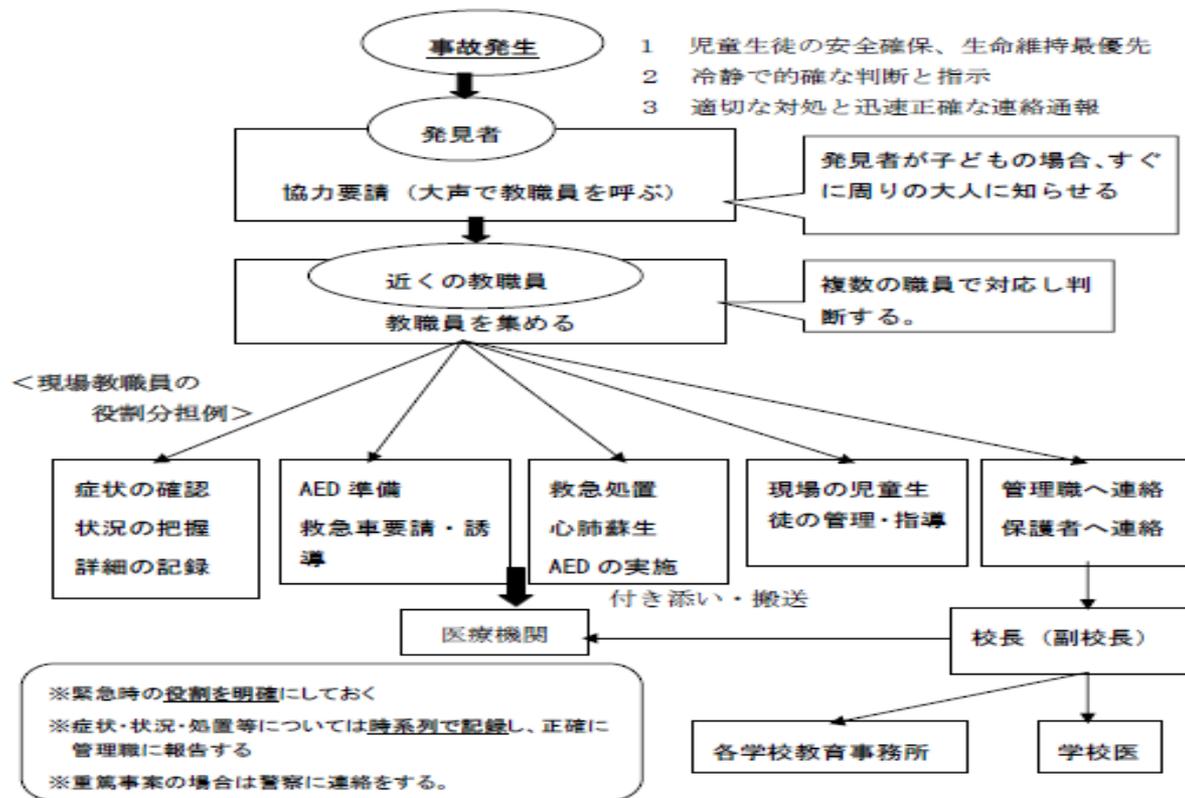
- 緊急時の連絡先、対応、役割分担
- 生徒の保護者への連絡方法
- 学校にある病院リスト
- AEDの設置場所、BOXの開け方等
- 保健室のカギ、使い方
- 担架の場所
- 救急車を呼ぶ場合について

緊急時の連絡体制・役割分担



必要な際は画面を一度停止していただき、必ずご確認ください

緊急時の連絡体制・役割分担



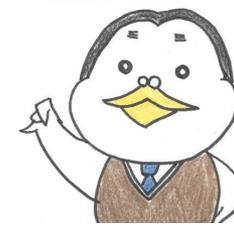
- <学校医>
- 内科 Tel: ()
 - 眼科 Tel: ()
 - 歯科 Tel: ()
 - 耳鼻科 Tel: ()
 - 総合病院 Tel: ()
(必ず脳神経外科、整形外科医の常駐している病院)
 - 脳神経外科 Tel: ()
 - 整形外科 Tel: ()
 - 休日診療所 Tel: ()
 - 横浜市救急医療情報センター Tel: (201)1199

運動活動時等における安全の手引き (小学校・中学校・高等学校編)



掲載場所: YCAN → 教育委員会事務局 → 小中学校企画課 → 部活

VI 人権尊重



人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育） のさらなる推進

2つの理念

- (1)「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざして
- (2)人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成

「5つの重点取組」

【取組の視点】

①子どもの課題解決に向けた取組

- ・「だれもが」「安心して」「豊かに」の3つの視点

②自尊感情を育てる取組

- ・自分自身をかけがえのない存在と感じられる学校生活

③他者の思いに寄り添う心情を育てる取組

- ・違いや多様性を認め合える学びやつながりをつくる

④様々な人権にかかわる問題の解決を目指す取組

- ・あらゆる差別は「差別する側の問題である」ことが子どもにわかる学びをつくりだす

⑤教職員の人権意識を高める取組

- ・教職員、指導者自身が学校における「最大の教育環境」である

VII 体罰防止

肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別する

学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。

体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年3月13日に「体罰根絶宣言」を発表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

通常のスポート指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例



- ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・ 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
- ・ 練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・ 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

資料3へお進みください。



学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

- 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- 練習において、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)として考えられるものの例

◇生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)・生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

◇他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)・練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
・試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。



体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
(例)・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
・相手の生徒が受け身ができないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

まとめ



部活動は学校教育の一環である

～学校組織全体で部活動の目標、指導の在り方を考えましょう～

〈学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有〉

- ・学校組織全体で部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成
 - ・日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をする
 - ・顧問の教員等の中で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図る
- この取組の中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ること。

◇目標、方針等の作成、及び日常の指導において生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組む場合には、学校内の保健体育科担当の教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的である。

◇生徒に対しても各部内のみならず学校内の各部のキャプテンやリーダー的な生徒が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促す。

〈保護者等への目標、計画等の説明と理解〉

- ・保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ること。



ご清聴ありがとうございました



横浜市教育委員会事務局
小中学校企画課